

寄居町議会に活かせるか …自立したまちづくり、 議員全員の自由討議

埼玉県町村議会議長 県外視察
8月5・6日（福島県）

三春町では自立のまちづくりを目指し、自治基本条例を制定し、協働によるまちづくりの原則や「町民・議会・町」の責務を定め、まちづくりのさまざまな取り組みの中で二者の協働により、自立した町の実現に取り組んでいます。

石川町では議会活性化の取り組みを視察。寄居町議会と同様の部分も多く、参考にすることは反問権^{はんもんけん}を取り入れていること。もう一点は議会が議員による討論採決の場であることを認識し、議案採決前に議員全体で自由討議の場を設けている点でした。

全国的な合併から10年 …町長経験者から見た 地方行政と議会のあり方

埼玉県町村議会議員研修会
10月15日（三芳町）

町村議会議員研修会が、三芳町文化会館（コピスみよし）で開催されました。

講師は埼玉県特別参与（前大和町長）の柿沼トミ子氏。

平成11年以来、全国的な市町村合併が推進されてから10年経過した現在、多くの合併市町村において行政も住民世論も合併に対する評価が分かれている中、町長経験者から見た地方行政と議会のあり方について学んだ研修となりました。

反問権…町長や町の職員が、議長の許可により議員の質問に対して論点・争点を明確にするため、質問することができる権利のこと。



初めて発行された選挙公報



坂本建治
議員

選挙公報虚偽記載への対応と選管の権限は？

答 弁

確認はしていません。選管に権限はありません

選挙公報

問 選挙公報虚偽記載についての対応と、選挙管理委員会の権限を伺います。

答 確認はしていません。また、選挙管理委員会は審査・規制する権限を持っていません。

問 埼玉県知事名での支援表明文の掲載について、候補者と知事に確認をしたのですか。

答 掲載文については、候補者から提出された原稿を写真に撮り、そのまま選挙公報用の原稿として印刷したもので、確認はしていません。知事にも確認はしていません。

問 県の選挙管理委員会から県内市町村の選挙管理委員会に届いた通達の内容はどのようなものか伺います。

答 選挙公報は、「候補者から提出された掲載文を原文のまま掲載すること」とされていますが、公営の選挙公報の中でも影響力が強いことから、虚偽事項公表罪の規定もあります。

知事は、選挙公報の推薦人として氏名を記載することを原則として認めていないことから、知事を推薦人とする掲載文が提出された場合は候補者に確認をし、県選挙管理委員会に連絡するよう、また平成23年4月の統一地方選挙では、十分留意してほしいとの内容でした。

問 通達はいつ届き、その後、候補者に確認したのですか。

答 通達は8月4日に届きました。その後も候補者に確認はしていません。

問 虚偽事項の公表について、選挙管理委員会として法的措置を講じる考えはありますか。

答 ありません。

町政を問う！

一般質問

9月議会では、9名の議員が登壇しました